



# 「要介護・要支援認定」申請時等対応マニュアル (居宅介護支援事業所用)



## 1. 「要介護・要支援認定」申請時（声かけ→説明→送付窓口）の流れ



### (1) 「要介護・要支援認定」申請（新規・更新・転入・変更）時

- ①どの利用者さんにも『とびうめ@きたきゅう』を説明 ※登録済みの方は除く(対応不要)
- ②登録を希望する場合は、申請書の『とびうめ@きたきゅう』登録同意欄に記入
- ③区役所の介護保険担当窓口にて、通常の「要介護・要支援認定等」申請書として提出



## 2. 登録申出書（声かけ→説明→送付窓口）の流れ



### (1) ケアマネジメント時

### (2) 利用者の希望があった時

- |  |             |
|--|-------------|
| ①事業所が判断した利用者さんに  | ①希望した利用者さんに |
| ②登録申出書を説明、記入済みの登録申出書を預かる。 ※登録は本人の意思です。                             |             |
| ③とびうめネット事務局に郵送 または 区役所の介護保険窓口にて持込<br>※郵送・持込のタイミングや同封する枚数、持ち込む枚数は任意 |             |



- ※声かけ対象となる患者・利用者さんの具体的なイメージ
- 独居 ○老老世帯など介護力に不安がある ○多くの薬を服用している ○複数の医療機関に通院している
  - 入退院を繰り返している ○病気をうまく説明ができない
  - 人工栄養、嚥下、肺炎、骨折などを起こす恐れのある方 ○その他各主体が必要と判断したもの



### 補足：「とびうめ@きたきゅう」登録の際の認知症の方などへの対応

- ★認知症等により意思決定能力が欠けているケース
  - ➡法定代理人（成年後見人等）が本人に代わって同意し、申出書を記入。
- ★認知症等により意思決定能力が低下しているケース
  - ➡本人にわかりやすい説明をし、本人に同意いただく。
  - ※本人に説明・申出書を受け付けるのと併せて、家族等への説明を行うと、後のトラブル防止に繋がります。

## 参考：登録できる方



- ① **市民（市内に住居票のある方）**ならOK
- ② **年齢制限なし**
- ③ **国保、後期高齢者医療制度以外（社会保険）の方にも、登録を勧めてもらってOK!!**
  - ★本人情報と緊急連絡先 ➡ すぐに「とびうめ@きたきゅう」で情報が共有!!
  - ★医療・健診情報 ➡ 国保・後期高齢者医療制度に入った時から情報が共有!!
  - ★介護保険情報 ➡ 介護保険サービスを使い始めた時から情報が共有!!

※患者・利用者が登録済みかの確認は、「とびうめネット事務局（092-476-3809）」に連絡し、患者・利用者の「氏名、住所、生年月日、性別」を伝えることで確認できます。

## Q&amp;A

## Q 1. 登録手続き後、医療機関で情報が見られるようになるまでどのくらいかかるか？

- A 1. 記入後の要介護認定申請書や登録申出書を区役所（介護保険窓口）やとびうめネット事務局に提出していただくと、**約2か月**で医療機関で情報が見られるようになります。また、登録完了後は、とびうめネット事務局から登録カードが届きます。  
※詳しくは登録申出書をご参照ください。

## Q 2. 登録後に、利用者・患者本人がすることはあるのか？

- A 2. 基本的に**ありません**。ただし、氏名、住所、緊急連絡先が変更になった場合は、とびうめネット事務局（092-476-3809）にご連絡するように伝えてください。  
※詳しくは登録申出書をご参照ください。

## Q 3. 保険が変更になったり、かかりつけ医が変更になった場合、手続きは必要なのか？

- A 3. **必要ありません**。国民健康保険、後期高齢者医療制度になると自動的に情報が提供されます。また、一度登録すれば、毎月自動的に新しい情報に更新されるので、飲むお薬が増えたり、かかりつけ医が変わっても自分で内容を変更する必要はありません。

## Q 4. 受診の際、医療機関が「とびうめ@きたきゅう」の情報を見るためには、登録カードが必要なのか（医療機関に登録カードを持っていかないといけないのか）？

- A 4. 登録カードを**必ず持っていく必要はありませんが、財布に入れておくなど、できるだけ携帯するようにしてください**。医療機関は、登録者の氏名と生年月日がわかれば、「とびうめ@きたきゅう」の情報を見ることができますが、登録カードを携帯しておけば、氏名、生年月日がわからなくても、情報を見ることができ、安心です。

## Q 5. 「とびうめ@きたきゅう」に登録しているかどうかわからない。仮に2度目の登録となっても問題はないか？

- A 5. 「とびうめ@きたきゅう」では、同一人物が重複して登録されることはないため**問題はありません**。（既に登録済みであった場合は、今回分の登録カード等の発行はありません。）  
※再発行を希望する場合は、とびうめネット事務局（092-476-3809）にご連絡するように伝えてください。

## 登録申出書関係

【登録申出書 **送付用封筒**について】

- とびうめネット事務局に、郵送する場合は「**送付用封筒**」をご利用ください。  
※封筒が足りなくなった場合は、とびうめネット事務局に連絡いただくと、必要部数を送付いたします。

【登録申出書の**複写版の扱い**について】

- 原 本**：とびうめネット事務局（または区）まで送付・持参ください。
- 説明者控：事業所で保管。  
不要の場合は、原本につけたまま とびうめネット事務局（または区）まで送付・持参ください。
- 本人 控**：本人や家族に渡してください。

【登録申出書の**追加・補充**について】

- 登録申出書が足りなくなった場合は、**北九州市保健福祉局地域医療課**または、**とびうめネット事務局**までご連絡ください。

★とびうめ@きたきゅうの事業の仕組み・登録申出書の受付に関する質問・相談・苦情対応は  
**北九州市保健福祉局地域医療課（093-582-2678）**まで

★個々人の登録状況、システム・セキュリティについての質問・相談・苦情は  
**とびうめネット事務局（092-476-3809）**まで